２　地方公務員災害補償制度

地方公務員災害補償制度は，地方公務員等が公務上の災害（負傷，疾病，障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に，その災害によって生じた損害を補償し，及び必要な福祉事業を行い，もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は，地方公務員災害補償法に基づき設置された法人で，被災職員の属する地方公共団体等に代わって補償の実施を行うものとされており，認定及び補償の実施に必要な財源は，各地方公共団体からの負担金等で賄われている。本部を東京都に，各都道府県及び政令指定都市に支部があり，石川県支部は石川県庁内に置かれている。

(1) 公務災害

公務災害として認定されるには，公務と負傷（又は疾病）との間に相当因果関係（公務起因性）が認められることが必要である。そして，職員が公務に従事し，任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）が証明されることが，公務起因性が認められるための第一次的な判断基準となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 公　務　上　と　さ　れ　る　も　の |
| 自己の職務遂行中 | 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷 |
| 職務遂行に伴う  合理的行為中 | 業務待機中の行為，生理的必要行為のための往復行為，公務達成のための善意行為などの職務遂行に通常伴う合理的行為中の負傷 |
| 職務遂行に必要な  準備・後始末行為中 | 勤務時間の初め又は終わりにおいて職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為（機械器具の点検，作業環境の整備等）中の負傷 |
| 救助行為中 | 勤務場所において負傷し，又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷 |
| 防護行為中 | 非常災害時において，勤務場所又は附属施設を防護する行為中の負傷 |
| 出張・赴任期間中 | 出張用務そのものを遂行中又は出張のための合理的経路上での負傷 |
| 出勤・退勤途上 | 任命権者の支配管理下での特別の事情の下にある場合の出退勤の途上 |
| レクリエーション  参加中 | 任命権者が計画し，実施したレクリエーションに参加中の負傷 |
| 設備の不完全・  管理上の不注意 | 勤務場所又は附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由による負傷 |
| 職務遂行に伴う怨恨 | 職務遂行に伴う怨恨により，第三者から加害を受けて発生した負傷 |

ア　公務上の負傷

イ　公務上の疾病

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 公　務　上　と　さ　れ　る　も　の |
| 負傷による疾病 | 公務上の負傷に起因する疾病 |
| 公務と相当因果関係  が明らかな疾病 | 医学経験則上，公務と相当因果関係が明らかな疾病に該当し，当該疾病に係る業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり，かつ，当該疾病が医学経験則上，当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合 |
| その他 | 公務に起因することの明らかな疾病 |

(2) 通勤災害

通勤災害とは，職員が勤務のため，住居と勤務場所との間の往復を，合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいう。したがって，その移動の経路を逸脱し，又はその移動を中断した場合においては，逸脱・中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とはされない。

ア　逸脱： 通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れること

イ　中断： 合理的な経路上において，通勤目的から離れた行為を行うこと

ただし，逸脱・中断が日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの（日用品の購入等）をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合，逸脱・中断の間に生じた災害を除き，経路に復した後の災害については通勤災害とされる。

(3) 認定・補償請求

ア　休暇の取扱い

公務・通勤災害と認定された傷病による休暇は特別休暇となる。

イ　補償等の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　類 | 補　償　等　の　内　容 | |
| 療養補償 | 傷病が治ゆするまでの期間，必要な療養（診察，薬剤又は治療材料の支給，処置・手術その他の治療等）を行い，又は必要な療養の費用が支給される。 | |
| 休業補償 | 療養のため勤務することができない場合で，給与を受けないとき，その期間支給される。 | |
| 傷病補償年金 | 療養開始後１年６か月を経過しても治らず，その障害の程度が傷病等級１～３級に該当する場合，等級に応じて支給される。 | |
| 障害補償 | 治ゆしたときに障害が残った場合，障害等級に応じて年金又は一時金が支給される。 | |
| 介護補償 | 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で，障害により常時又は随時介護を受けている場合，介護を受けている期間（病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。）支給される。 | |
| 遺族補償 | 年金 | 公務又は通勤により死亡した場合，その遺族の受給資格者のうちの最先順位にある遺族が「受給権者」となり支給される。 |
| 一時金 | 遺族補償年金の受給資格者がいないとき，又は受給権者が年金支給開始後失権し，他に受給資格者がなく，かつ，既に支給された年金総額が一時金の額に満たないときに遺族に支給される。 |
| 葬祭補償 | 公務又は通勤により死亡した場合，遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは，その者）に対し支給される。 | |
| 福祉事業 | 被災職員等の生活の安定と社会復帰の促進を図るため，外科後処置，補装具の支給，リハビリテーション，援護金等の支給等を行う。 | |

ウ　認定請求に必要な書類

（災害の状況等により，その他の資料が必要な場合があるため，不明な点は県教委庶務課福利厚生グループに問い合わせる。）

(ｱ) 公務災害

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類（※は所定の様式あり） | 備　　　考 |
| 公務災害認定請求書　※ |  |
| 診断書（原本） | 初診日，加療期間（療養見込期間）記載のこと |
| 災害発生現認（報告受理）書　※ |  |
| 現場見取図　※ | どのような状況で災害にあったかを詳細に記入  （必要に応じ，現場写真を添付） |
| 建物・校舎配置図 | 学校管理計画等のコピーで可  災害発生場所がわかるように目印等を付ける  運動場等建物外の場合は，敷地全体がわかるもの |
| 出勤簿（写） |  |
| 校務分掌及び学校職員一覧表 | 学校管理計画等のコピーで可 |
| 勤務時間（休憩時間含む）がわかるもの | 〃 |
| 辞令（写） | 常勤職員は不要 |
| 事故原因と防止対策　※ | 加害者の一方的な過失の場合は不要 |
| 職員災害発生報告にかかる所属長の意見書　※ |  |
| ＜以下は，該当する場合に提出するもの＞ | |
| 腰部・頸部・膝部等疾病に係る調書　※ | 腰部・頸部・膝部等の疾病にかかる負傷の場合，必要に応じ提出 |
| 行事予定表及び行事に関連する資料 | 行事中若しくは行事準備中や練習中の災害の場合 |
| 職務証明書，時間外勤務命令簿（写）等 | 勤務時間外の災害の場合  （職務証明書は，いつ，どこで，誰が，どのような職務を行っていたか簡潔に記載し，所属長が証明） |
| 勤務の割り振りがわかる資料 | 参観日・運動会等で，土日祝日等に勤務を振り替えした場合  土日祝日等の勤務を要しない日の部活動指導中の場合は，特殊勤務手当実績簿（写）及び部活動顧問表を添付 |
| 児童・生徒の特性等がわかる資料 | 特別支援学校，普通学校の特別支援学級における知的・情緒障害児童生徒の加害行為による災害で，児童生徒が無意識に起こした行為によるものの場合 |
| 旅行命令（写） | 出張先の往復及び出張先での災害の場合 |
| 出張の内容がわかる書類 | 〃 |
| 出張先の建物・校舎配置図 | 〃 |

(ｲ) 通勤災害

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類（※は所定の様式あり） | 備　　　考 |
| 通勤災害認定請求書　※ |  |
| 診断書（原本） | 初診日，加療期間（療養見込期間）記載のこと |
| 災害発生現認（報告受理）書　※ |  |
| 現場見取図　※ | 第三者の加害行為による場合以外（自損事故など） |
| 出勤簿（写） |  |
| 校務分掌及び学校職員一覧表 | 学校管理計画等のコピーで可 |
| 勤務時間（休憩時間含む）がわかるもの | 〃 |
| 通勤届と通勤経路図（写） |  |
| 辞令（コピー） | 常勤職員は不要 |
| 事故原因と防止対策　※ | 加害者の一方的な過失の場合は不要 |
| 職員災害発生報告にかかる所属長の意見書　※ |  |
| ＜以下は，該当する場合に提出するもの＞ | |
| 腰部・頸部・膝部等疾病に係る調書　※ | 腰部・頸部・膝部等の疾病にかかる負傷の場合，必要に応じ提出 |
| 交通事故証明書（原本） | 交通事故の場合 |
| 念書　※ | 第三者の加害行為による災害の場合 |
| 事故発生状況報告書　※ | 〃 |
| 第三者加害報告書　※ | 〃 |
| 第三者加害行為現状（結果）報告書　※ | 示談成立後又は治ゆ後に最終的な状況を記載し提出 |

エ　認定請求手続きの流れ

災害発生

　傷病が治り次第，必ず「傷病治ゆ等報告書」を，任命権者を経由して基金支部に提出する。

　※「治ゆ」とは，完全に傷病が治った場合にほか，症状が固定し，治療効果が期待できなくなった場合も含む。この場合，療養補償は受けられなくなるが，法で定める障害が残っている場合，その程度に応じて障害補償の対象となる。

　公務上の災害又は通勤災害該当と認定されたら，基金支部は所属に通知するとともに，療養補償請求書（用紙）を送付する。

　請求人は医療機関等で療養補償請求書に必要事項を記入してもらい，基金支部へ提出する。

※公務災害認定請求書に添付する診断書については，当初の１通のみ療養補償対象となるが，基金は消費税非課税団体であるため，医療機関等には消費税を課税しないよう申し出ること。

軽微な負傷であっても，できる限りその日のうちに医療機関で必要な治療を受ける。

医療機関では公務（通勤）災害の手続きを行う予定であることを告げ，治療費の支払いを保留してもらい，初診日，傷病名，療養見込期間が記載された診断書１通を取得する。　※原則，健康保険証は使用できない。

災害が発生したことを直ちに所属長へ報告する。

報　　告

治　　療

認定請求

補償請求

治ゆ報告

　受診後速やかに，「公務（通勤）災害認定請求書」を作成し，診断書その他必要な書類を添付し，任命権者を経由し基金支部に提出する。

　基金支部は，公務上・公務外，又は通勤災害の該当・非該当を決定する。

［認定手続き書類の流れ］

災害

県教育委員会

被災職員

又は遺族

教育事務所

所属長

地方公務員

災害補償基金

石川県支部

市町教育委員会

　　　　　　　　　　市町立学校職員の場合

　　　　　　　　　　県立学校等職員の場合

　　　　　　　　　　市町教育委員会任命職員の場合